

第十二条 次の各号に掲げる場合の平均給与額は、当該各号に掲げる日から事故発生日までの間の勤務に対して支払われる補償法第四条第二項に規定する給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額とする。同条第一項ただし書き及び第三項の規定は、この場合の金額の算定について準用する。

一 給与を受けない期間が補償法第四条第一項に規定する期間の全日数にわたる場合 その期間経過後初めて給与を受けるに至った日

三 檢察官 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）に規定する給与法に規定する期末手当又は勤勉手当に相当する給与を除く。)
四 行政執行法人の職員 実施機関が人事院の承認を得て定める給与

第八条の二の規定は前項各号に掲げる職員の

第十四条 賃金締切日が定められてゐる非常勤職員に係る平均給付額は、補償法第四条第一項から第三項までの規定によつて計算した金額が、事故発生日の直前の賃金締切日から起算して過去三ヶ月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）のその職員の勤務に對して支払われた第十一条第一項第二号又は第四号に規定する給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額に満たない場合は、その金額とする。同法第四条第一項ただし書及び第三項の規定は、この場合の金額について準用する。

一 総合第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員 俸給の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに特地勤務手当の月額の合計額を三十で除して得た金額

二 檢察官 前号に規定する給与に相当する給与の月額の合計額を三十で除して得た金額

三 前二号に掲げる職員以外の職員 実施機関が人事院の承認を得て定める給与の種目及び方法（当該承認を得ていない場合においては年金承認を得たときは、当該年金承認により平均給与額の算定の基礎となる給与の種目及び方法とされた給与の種目及び方法）によつて計算した金額

事するため外国旅行中であつて、かつ、補償法第四条第一項に規定する期間に国際平和協力手当（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十七条に規定する手当をいう。）の支給を受けた場合には、これを補償法第四条第一項に規定する給与法に定める給与に加えるものとする。

（特殊の職員の平均給与額の算定の基礎となる給与）

一 補償事由発生日に受け第十三条各号に規定する給与について当該各号に規定する方法により計算した金額

第十五条 補償を行ふべき事由が生じた日（以下「補償事由発生日」という。）において、直前の平均給与額（その額が補償法第四条の三又は同法第四条の四の規定の適用を受けて定められたものである場合にあっては、それらの規定の適用がなかつたものとした場合における額。次条において同じ。）が次の各号に掲げる金額の合計額に満たない場合は、当該合計額を平均給与額とする。

その金額とする。同法第四条第一項ただし書及び第三項の規定は、この場合の金額について準用する。

事故発生日の直前の賃金締切日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）のその職員の勤務に対して支払われた第十一条第一項第二号又は第四号に規定する給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額に満たない場合は、

第十四回 賃金給付日が定められている非常勤職員に係る平均年給手額は、補償法第四条第一項から第三項までの規定によつて計算した金額が、

二 檢察官 前号に規定する給与に相当する給与の月額の合計額を三十で除して得た金額三 前二号に掲げる職員以外の職員 実施機関が人事院の承認を得て定める給与の種目及び方法（当該承認を得ていない場合においては、当該年金承認を得たときは、当該年金承認により平均給与額の算定の基礎となる給与の種目及び方法とされた給与の種目及び方法）によつて計算して金額

手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに特地勤務手当の月額の合計額を三十で除して得た金額

一
総合第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員俸給の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する地域

与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、
当該各号に掲げる金額とする。

二 换工法第四条第三項各号の一に該当する日
が同条第一項に規定する期間の全日数にわた
る場合(前号に該当する場合を除く) 同条
第三項各号に掲げる事由のやんだ日
採用の日の翌日からその日の属する月の末
日までの間に災害を受けた場合 採用の日
採用の日に災害を受けた場合の平均給

ものとする。

第十八条 損害賠償法第四条第一項から第三項までの規定又は第十二条から前条までの規定によつて計算した平均給与額が、人事院が最低保障額として定める額に満たない場合は、その定める額を平均給与額とする。

場合に補償法第四条第一項から第三項までの規定により得られる平均給与額に当該補償事由発生日の属する年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該事故発生日の属する年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得られる額に満たないときは、当該得られる額を当該補償事由発生日における平均給与額とする。

二 離職時に占めていた官職に補償事由発生日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額並びに給与法第十四条の規定による手当の月額又はこれらに相当する給与の月額について第十三条各号に規定する方法により計算した金額

第十七条 事故発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合で、当該補償事由発生日における平均給与額が事故発生日（その日が昭和六十年四月一日以前であるときは、同年の四月一日）において同じ）における賃償を行いうべき事由が生じたものとみなして賃償を行うべき事由が生じたものとみなす。

に規定する給与の人事院が定める条件による額を基礎として当該各号に規定する方法により計算した金額

一 离職時に占めていた官職に有償事由発生日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる第十三条各号

掲げる金額の合計額に満たないときは、当該合
計額を平均給与額とする。
一 場合は、この限りで、この旨は、この事由を主因として

第十六條 損害賠償事由が発生日に受ける俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額並びに給与法第十四条の規定による手当の月額又はこれらに相当する給与の月額について第十三条各号に規定する方法により計算した金額離職後に補償を行うべき事由が生じた場合において、直前の平均給与額が次の各号に

七 通勤による災害を受けたと思料する理由
(災害の認定)
第二十二条 実施機関は、第二十条の規定による災害の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうか又は通勤によるものであるかどうかの認定を速やかに行わなければならぬ。この場合において、当該報告に係る疾病が人事院が定める疾病であると認められるときには、人事院が定める手続によらなければならぬ。

四 四 勤務開始の予定時刻（災害が出勤の際に生じた場合に限る。）又は勤務終了の時刻及び勤務場所を離れた時刻（災害が退勤の際に生じた場合に限る。）

五 通常の通勤の経路及び方法

六 住居若しくは就業の場所又は勤務場所から災害発生の場所に至つた経路、方法、所要時間その他の状況

第二十一条 被災職員等は、通勤による灾害を受けたと料するときは、補償事務主任者がその災害が通勤によるものであると認めて前条前段の報告をしている場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、速やかに補償事務主任者に申し出るものとする。

一 災害を受けた職員の官職及び氏名	二 災害発生の日時及び場所	三 災害の発生状況及び原因
-------------------	---------------	---------------

も、同様とする。

の遺族（以下「被災職員等」という）からその災害が公務上のものである旨の申出があつた場合又は次条の規定による申出があつた場合

が定める事項を記載した書面により、速やかに実施機関に報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかつた職員又は死亡した職員

第三十二条 職員について公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、人事院

(公務上の災害又は通勤による災害の報告)
第二十条　補償事務主任者は、その所管に属する
定又は第十二条から前条までの規定によつて計算した平均給与額がなお公正を欠く場合における平均給与額は、実施機関が人事院の承認を得て定める。ただし、当該承認を得ていない場合において、年金承認を得たときは、当該年金承認により平均給与額とされた額とする。

第三十三条　補償法第二十条の二の人事院規則では、該当する障害に係る傷病補償年金又は第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償にあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償にあつては百分の四十五)とする。

2 補償法附則第四項の当該障害補償年金前払とする。
かかる障害補償年金の額は、各年度の分として支給された障害補償年金の額に当該死亡した日の属する年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額とする。

時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合における当該障害補償年金前払一時金の額は、その現に支給された障害補償年金前払一時金の額に当該死亡した日の属する年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の前年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額とする。
(障害加重の場合の障害補償年金差額一時金)

する者のうち、補償法第十三条第八項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあつては、前条第一項の規定の例により算定した額）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該死亡した日の属する年度の前年度以前に支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金にあつては、前条第二項の規定の例により算定した額）の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、その差額を相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

一 加重前の障害の程度が第七級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じ

第三十三条の四 障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金の最初の支払に先立つて行われなければならない。ただし、当該障害補償年金の支給決定に関する通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までは、当該障害補償年金の支払を受けた場合であつてもその申出を行うことができる。

2 前項の申出は、同一の災害に関し二回以上行うことはできない。

第三十三条の五 障害補償年金前払一時金の額には、前条第一項本文の規定による申出が行われた場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ補償法附則第四項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について同法第十三条规定の規定が適用された場合にあつては、加重八項の規定の適用がないものとした場合における前の障害の程度に応じ第三十三条の三各号に定める額（当該障害補償年金について同法第二十二条の二の規定が適用された場合にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における各号に定める額）と、以下この条において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）

二 加重前の障害の程度が第八級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ補償法附則第四項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について同法第二十一条の二の規定が適用された場合には、その額に第三十三条に定める率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第二十六条の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同法第十三条第三項の規定による額（同法第二十二条の二に規定する公務上の災害に係るものについては、同条の規定により加算された額）で除して得た数を乗じて得た額

（障害補償年金前払一時金）

第三十三条の四 障害補償年金前払一時金の支給

に係る申出は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金の最初の支払に先立つて行われなければならない。ただし、当該障害補償年金の支給決定に関する通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までは、当該障害補償年金の支払を受けた場合であつてもその申出を行うことができる。

前項の申出は、同一の災害に関し二回以上行

の四第一項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額と当該一年を経過する月の各月に支給されるべき障害補償年金の額を事故発生日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た額に一を加えた数で除して得た額との合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた

引いた額を超えない範囲内で、平均給与額の千二百日分、千日分、八百日分、六百日分、四百日分又は二百日分に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

第三十三条の六 障害補償年金は、第三十三条の四第一項本文の規定による申出が行われた場合にあつては当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月から、当該障害補償年金前払一時金が支給された月後年の最初の補償法第十七条の九第三項の支払期から一年を経過する月までの各月（第三十三条の四第一項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額と当該一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を事故発生日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額との合計額があ

に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額を合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、平均給与額の八百日分、六百日分、四百日分又は二百日分に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

第三十三条の九 第三十三条の七の規定による申出及び前条に規定する選択は、遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上ある場合にあっては、これらの者がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者を通じて行つものとし、この場合における遺族補償年金前払一時金の額は、前条の規定にかかわらず、当該代表者が選択した額をその人數で除して得た額とする。

第三十三条の十 遺族補償年金は、第三十三条の七第一項本文の規定による申出が行われた場合にあつては当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月から、当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後当該最初の補償法第十七条の九第三項に定める支

の支給決定に関する通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までは、当該遺族補償年金の支払を受けた場合であつてもその申出を行なうことができる。

2 前項の申出は、同一の災害に關し二回以上行なうこととはできない。

第三十三条の八 遺族補償年金前払一時金の額

は、前条第一項本文の規定による申出が行われた場合にあつては平均給与額の千日分、八百日分、六百日分、四百日分又は二百日分に相当する額のうちから当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とし、同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては平均給与額の千日分に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、平均給与額の八百日分、六百日分、四百日分又は二百日分に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

第三十三条の九 第三十三条の七の規定による申出及び前条に規定する選択は、遺族補償年金を

額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第三十三条の七 遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金の最初の支払に先立つて行われなければならない。ただし、当該遺族補償年金の支給決定に関する通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までは、当該遺族補償年金の支払を受けた場合であつてもその申出を行なうことができる。

2 前項の申出は、同一の災害に關し二回以上行なうこととはできない。

第三十三条の八 遺族補償年金前払一時金の額は、前条第一項本文の規定による申出が行われた場合にはあつては平均給与額の千日分、八百日分、六百日分、四百日分又は二百日分に相当する額のうちから当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とし、同項ただし書の規定による申出が行われた場合には平均給与額の千日分に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の額を合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、平均給与額の八百日分、六百日分、四百日分又は二百日分に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

第三十三条の九 第三十三条の七の規定による申出及び前条に規定する選択は、遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上ある場合においては、これらの者がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者を通じて行うものとし、この場合における遺族補償年金前払一時金の額は、前条の規定にかかわらず、当該代表者が選択した額をその人數で除して得た額とする。

第三十三条の十 遺族補償年金は、第三十三条の七第一項本文の規定による申出が行われた場合においては当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月から、当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後月の最初の補償法第十七条の九第三項に定める支

国民年金法等
法部改正〇・九三
法附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金たる賠償の事由と同一の事由について前

る。前項の規定にかかるわらず、人事院が別に定め
て当該給付が「あるとき」の昭和四十一年改正法
附則第八条第一項の人事院規則で定める率は
本及びへ又は第三号ニ、ホ及びへ若しくは第四
号ニ、ホ及びへに掲げる給付が支給される場合
一項の表第一号ニ、ホ及びへ若しくは第二号ニ、
ホ及びへ若しくは第一号ニの事由について前
年金たる補償の事由と同一の事由について前

昭和四十一年改正法附則第八条第二項の人事院規則で定める額は、補償法第十七条の人及び同項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から同一の事由について支給される第一項の表に掲げる給付の額（前項に規定する場合にあつては、その合計額）を減じた額とする。

院規則で定める額は、同項の規定が適用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支給される第一項の表第一号に掲げる給付の額（第二項に規定する場合にあつては、その合計額）の三百六十五分の一に相当する額を減じた額とする。

5 前各項に定めるもののほか、年金たる補償の事由と同一の事由について平成二十四年一元化法の規定による年金たる給付が支給される場合の調整に關し必要な事項は、人事故院が定める（他の法令による給付との調整方法の改正に伴う基準措置）

四十二条 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十一号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第四条第二項の人事院規則で定める事由は、補償金の額を改定して支給されることとする。

第十七条の三第三項の規定により、遺族補償年金の額を改定して支給することとする。

昭和五十一年改正法附則第四条第二項の人事院規則で定めるところによつて算定する額は、同条第一項に規定する年金たる補償の旧支給額額に、同条第二項に定める事由（以下この項において「年金額の改定事由」という。）が生じた日以後における当該年金に係る補償法の規定に

基づく額を年金額の改定事由が生ずる前における当該年金に係る同法の規定による額で除して得た率を乗じて得た額（その額が年金額の改定事由の生じた後における当該年金に係る同法及び昭和四十一年改正法の規定により算定した額に満たないときは、当該算定した額）とする。（年金たる補償に係る平均給与額に関する暫定措置）

第四十三条 明治六十年四月一日における第十九条の規定に基づく平均給与額の、改定が行われなかつた年金たる補償については、その平均給与額が同日に補償を行うべき事由が生じたものとみなして第十五条又は第十六条の規定を適用した場合に得られる金額に満たないときは、同日以後の当該年金たる補償に係る平均給与額は

これらの規定により得られる金額とする。
（平成）二十六年四月以降の分として支給される
補償等に係る平均給与額の特例）

第四十四条 平成二十六年四月以降の分として支給される
補償及び補償法第二十二条第一項に規定する
「福祉事業」（次項及び次条第一項において
「福祉事業」という。）に係る平均給与額であつて、
國家公務員の給与の改定及び臨時特例に關する

する法律(平成二十四年法律第二号。以下この
条において「給与改定特例法」という。)第三
章の規定により減ぜられた給与を基に計算し
又は給与改定特例法第十条の規定により計算す
るものについては、次の各号に掲げる区分に応
じ当該各号に定める額とする。

一 捕償法第四条第一項から第三項までの規定
により平均給与額を計算する場合 紹与改定
特例法第三章の規定の適用がないものとした
場合の給与を同条第一項の支払われた給与と
みなして同項から同条第三項までの規定を適
用して計算した額

二 第十二条の規定により平均給与額を計算する場合 給与改定特例法第三章の規定の適用がないものとした場合の給与を現実に支給された給与とみなして同条の規定を適用して計算した額

三 第十三条から第十七条まで（第十四条を除く。）の規定により平均給与額を計算する場合 給与改定特例法第十条の規定にかかるわざ、給与改定特例法第三章の規定の適用がないものとして第十三条から第十七条まで（第十四条を除く。）の規定を適用して計算した額

2 前項の規定は、検察官に対する補償及び福利事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定特例法」という。）第三章」とあるのは、「検察官の俸給等に関する法律附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとする」を意味する。

される国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）。以下「給与改定特例法」という。第九条第二項」と、「又は給与改定特例法第十条」とあるのは、又は検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則に規定する第二条」と、「給与改定特例法第三章」とある。

のは「検察官の俸給等に関する法律附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる給与改定特例法第九条第二項」と「同条第一項」とあるのは「補償法第四条第一項」と「同条の」とあるのは「第十二条の」と、「給与改定特例法第十条の規定にかかるらず」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条」

の規定にかかるわざ」と読み替えるものとする。
(平成三十一年三月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)
第四十五条 平成三十一年三月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、同日までに算定された人事院が定める平均給与額を基礎として支払われた補償等の額(補償法の規定による年金たる補償及び規則一六一、三(災害を受けた職員の福祉事業)第十九条の十三に規定する手当による特別合計金(以下二つとも

項において「年金たる補償等」という。)にあつては、支払期月(補償法第十七条の九第三項又は規則第一六一四第二十五条第一項第二号に規定する支払期月をいい、補償法第十七条の九第三項ただし書の規定により支払うものとされる月及び同号ただし書の規定により支払うことができる月を含む。以下この項において同じ。)にそれぞれ支払われた額の合計額)は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする)及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後に算定された平均給与額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）

二 平成三十一年四月一日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）

三 次の又はこれらに屬する補償等に關する区分

三 次のイ又はロに掲げる補償等に属する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額
イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそ
れぞれ支払われる額から第二号の支払期月
にそれぞれ支払われた額を控除して得た額
(その額が零を下回る場合には、零とする)

（）に当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合計額

て得た額 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、人事院が定める。

附 則（昭和六〇年九月三〇日人事院規則一六一〇一）

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第三十三条の九」を「第三十三条の十」に改める部分に限る。）、第十六条の次に一条を加える改正規定、第十九条の改正規定及び第三十三条の九の次に一条を加える改正規定は、昭和六一年四月一

二
日から施行する。
改正後の人事院規則一六一〇第四十三条の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六十一年三月三一日人事院規則一六一〇一二）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年七月一日人事院規則一六一〇一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一月三一日人事院規則一六一〇一四）

一日までの間にある場合における同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額は、同項に規定する期間のうち同年一月から同年三月までの期間に支給を受けた通勤手当の総額に、同年四月以後の同項に規定する期間の各月ごとのこの規則による改正後の規則「六一〇」第八条の二に規定する合計額の当該期間における総額を加えた額とする。

前項の規定は、規則「六一〇」第十一条第一項各号に掲げる職員の通勤手当に相当する給与について準用する。

附 則（平成一六年一〇月一一日人事院規則一六一〇一四二）

この規則は、公布の日から施行する。

（寒冷地手当に係る平均給与額に関する経過措置）

事故発生日（この規則による改正後の規則一六一〇（以下「改正後の規則」という。）第八条の二に規定する事故発生日をいう。以下同じ。）がこの規則の施行の日から平成十六年十一月三十日までの間における改正後の規則第九条（規則一八一〇（職員の国際機関等への派遣）第八条第二項において引用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、改正後の規則第九条第一項中「において」とあるのは「において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十六号）第二条の規定による改正前の」と、「寒冷地手当法」という。第一条各号に掲げる職員のいずれかに該当する」とあるのは「旧寒冷地手当法」という。）に規定する寒冷地手当（旧寒冷地手当法第四条に規定するものを除く。以下「寒冷地手当」という。）の支給地域に在勤する」と、「の属する月の前月の末日から起算して過去一年間に寒冷地手当法の規定による寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）とあるのは「以前における直近の寒冷地手当の支給日に寒冷地手当」と、同条第二項中「の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日」）とあるのは「以前における直近の旧寒冷地手当法第一条に定める基準日から事故発生日までの間ににおいて」と、「その額が寒冷地手当法第二条第四項の規定に

3
上る額である場合にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における額)に五を乗じて得た額」とあるのは「旧寒冷地手当法第三条の規定による返納額がある者にあつては、その返納額を減じた額」とする。
年十二月から平成十七年三月までのものに限る。の属する月の前月の末日以前において一般職の職員の給与に関する法律等一部を改正する法律(平成十六年給与法等改正法)による。第一条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)又は平成十六年給与法等改正法附則第十項から第十五項までの規定による寒冷地手当の支給を受けている場合における改正後の規則第九条の規定の適用については、同条第一項中「において」とあるのは「において一般職の職員の給与に関する法律等一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十六号)。以下「平成十六年給与法等改正法」(以下「寒冷地手当法等改正法」という)。附則第九項第五号に規定する経過措置対象職員又は当該経過措置対象職員以外の職員で平成十六年給与法等改正法第二条の規定による改正後の」と、「以下「寒冷地手当法」という)。第一条各号」とあるのは「第一条各号」と、「職員である」とあるのは「ものである」と、「の属する月の前月の末日から起算して過去一年間に寒冷地手当法の規定による寒冷地手当」とあるのは「以前における直近の平成十六年給与法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「旧寒冷地手当法」という)」に規定する寒冷地手当(旧寒冷地手当法第四条に規定するものを除く。)と、「の支給」とあるのは「の支給日に寒冷地手当の支給」と、同条第二項中「の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に」とあるのは「以前における直近の旧寒冷地手当法第一条に定める基準日から事故発生日までの間ににおいて」と、「その額が寒冷地手当法第二条第四項の規定による額である場合にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における額)に五を乗じて得た額」とあるのは「旧寒冷地手当法第三条の規定による返納額がある者にあつては、その返納額を減じた額」とする。
4 職員が事故発生日(その属する月が平成十六年十二月から平成二十三年三月までのものに限

る。次項において同じ。)において平成十六年過措置対象職員(次項において「過措置対象職員」という。)である場合(前項に規定する場合を除く。)における改正後の規則第九条の規定の適用については、同条第一項中「国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)。以下「寒冷地手当法」という。)第一条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百三十六号)。以下「平成十六年給与法等改正法」という。)附則第九項第五号に規定する経過措置対象職員」と、「寒冷地手当法の」とあるのは、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)。以下「寒冷地手当法」という。)第二項中「の規定による額」とあるのは、「(平成十六年給与法等改正法附則第十三項において準用する場合を含む。)の規定による額その他の日割りによつて計算して得た額」と、「同項の規定の適用がない」とあるのは、「日割りによらない」とする。

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一六一〇の規定は、平成十六年七月一日から適用する。
 2 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十四号。以下「平成十六年改正法」という。）第一条の規定による改正前の補償法に基づいて支給された遺族補償について、平成十六年改正法附則第四条の規定の例による。

附 則（平成一七年四月一日人事院規則一六一〇一四五）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、附則第三項の規定は、平成十五年十月一日から適用する。

（独立行政法人産業技術総合研究所等に在職中に公務上の災害等を受けた職員に係る補償等の実施機関）

2 独立行政法人産業技術総合研究所に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に係る補償法第一条第一項に規定する補償及び補償法第二十二条第一項に規定する福祉事業の実施機関については、経済産業省とする。

3 独立行政法人産業技術総合研究所に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に係る補償法第一条第一項に規定する補償及び補償法第二十二条第一項に規定する福祉事業の実施機関については、それぞれ同表の下欄に掲げる国機関とする。

（施行期日）
 1 この規則は、平成十八年三月三一日人事院規則（平成一八年二月一日人事院規則一六一〇一四三）抄（施行期日）による。

附 則（平成一八年三月三一日人事院規則一六一〇一四六）抄（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（平成十八年の障害等級の改定に伴う経過措置）
 2 職員がこの規則の施行の日前に公務上死亡し、若しくは通勤により死亡した場合又は同日前に補償法第十七条の四第一項第二号に該当す

ることとなつた場合（同日以後に補償法第十六条第一項第四号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があつた場合又は補償法第十七条第四項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける妻が同項第二号に該当するに至ったときを除く。）におけるこの規則による改正後の規則一六一〇第二十九条（規則一六一〇一一一（人事院規則一六一〇一四五））による。

二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）（以下「改正後の規則一六一〇一四五」）による。

三（独立行政法人産業安全研究所）

四（独立行政法人健康・栄養研究所）

五（独立行政法人文化財研究所）

六（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構）

七（独立行政法人畜改良センター）

八（独立行政法人種苗管理センター）

九（独立行政法人農業者大学校）

十（独立行政法人農業環境技術研究所）

十一（独立行政法人農業工学研究所）

十二（独立行政法人食品総合研究所）

十三（独立行政法人農林水産業研究センター）

十四（独立行政法人農木育種センター）

十五（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構）

十六（独立行政法人畜改良センター）

十七（独立行政法人種苗管理センター）

十八（独立行政法人農業者大学校）

十九（独立行政法人農業環境技術研究所）

二十（独立行政法人農業工学研究所）

二十一（独立行政法人食品総合研究所）

二十二（独立行政法人農林水産業研究センター）

二十三（独立行政法人農木育種センター）

二十四（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構）

二十五（独立行政法人畜改良センター）

二十六（独立行政法人種苗管理センター）

二十七（独立行政法人農業者大学校）

二十八（独立行政法人農業環境技術研究所）

二十九（独立行政法人畜改良センター）

三十（独立行政法人種苗管理センター）

三十一（独立行政法人農業者大学校）

三十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

三十三（独立行政法人畜改良センター）

三十四（独立行政法人種苗管理センター）

三十五（独立行政法人農業者大学校）

三十六（独立行政法人農業環境技術研究所）

三十七（独立行政法人畜改良センター）

三十八（独立行政法人種苗管理センター）

三十九（独立行政法人農業者大学校）

四十（独立行政法人農業環境技術研究所）

四十一（独立行政法人畜改良センター）

四十二（独立行政法人種苗管理センター）

四十三（独立行政法人農業者大学校）

四十四（独立行政法人農業環境技術研究所）

四十五（独立行政法人畜改良センター）

四十六（独立行政法人種苗管理センター）

四十七（独立行政法人農業者大学校）

四十八（独立行政法人農業環境技術研究所）

四十九（独立行政法人畜改良センター）

五十（独立行政法人種苗管理センター）

五十一（独立行政法人農業者大学校）

五十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

五十三（独立行政法人畜改良センター）

五十四（独立行政法人種苗管理センター）

五十五（独立行政法人農業者大学校）

五十六（独立行政法人農業環境技術研究所）

五十七（独立行政法人畜改良センター）

五十八（独立行政法人種苗管理センター）

五十九（独立行政法人農業者大学校）

六十（独立行政法人農業環境技術研究所）

六十一（独立行政法人畜改良センター）

六十二（独立行政法人種苗管理センター）

六十三（独立行政法人農業者大学校）

六十四（独立行政法人農業環境技術研究所）

六十五（独立行政法人畜改良センター）

六十六（独立行政法人種苗管理センター）

六十七（独立行政法人農業者大学校）

六十八（独立行政法人農業環境技術研究所）

六十九（独立行政法人畜改良センター）

七十（独立行政法人種苗管理センター）

七十一（独立行政法人農業者大学校）

七十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

七十三（独立行政法人畜改良センター）

七十四（独立行政法人種苗管理センター）

七十五（独立行政法人農業者大学校）

七十六（独立行政法人農業環境技術研究所）

七十七（独立行政法人畜改良センター）

七十八（独立行政法人種苗管理センター）

七十九（独立行政法人農業者大学校）

八十（独立行政法人農業環境技術研究所）

八十一（独立行政法人畜改良センター）

八十二（独立行政法人種苗管理センター）

八十三（独立行政法人農業者大学校）

八十四（独立行政法人農業環境技術研究所）

八十五（独立行政法人畜改良センター）

八十六（独立行政法人種苗管理センター）

八十七（独立行政法人農業者大学校）

八十八（独立行政法人農業環境技術研究所）

八十九（独立行政法人畜改良センター）

九十（独立行政法人種苗管理センター）

九十一（独立行政法人農業者大学校）

九十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

九十三（独立行政法人畜改良センター）

九十四（独立行政法人種苗管理センター）

九十五（独立行政法人農業者大学校）

九十六（独立行政法人農業環境技術研究所）

九十七（独立行政法人畜改良センター）

九十八（独立行政法人種苗管理センター）

九十九（独立行政法人農業者大学校）

一百（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百一（独立行政法人畜改良センター）

一百二（独立行政法人種苗管理センター）

一百三（独立行政法人農業者大学校）

一百四（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百五（独立行政法人畜改良センター）

一百六（独立行政法人種苗管理センター）

一百七（独立行政法人農業者大学校）

一百八（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百九（独立行政法人畜改良センター）

一百十（独立行政法人種苗管理センター）

一百十一（独立行政法人農業者大学校）

一百十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百十三（独立行政法人畜改良センター）

一百四（独立行政法人種苗管理センター）

一百五（独立行政法人農業者大学校）

一百六（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百七（独立行政法人畜改良センター）

一百八（独立行政法人種苗管理センター）

一百九（独立行政法人農業者大学校）

一百十（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百十一（独立行政法人畜改良センター）

一百十二（独立行政法人種苗管理センター）

一百十三（独立行政法人農業者大学校）

一百十四（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百十五（独立行政法人畜改良センター）

一百十六（独立行政法人種苗管理センター）

一百十七（独立行政法人農業者大学校）

一百十八（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百十九（独立行政法人畜改良センター）

一百二十（独立行政法人種苗管理センター）

一百二十一（独立行政法人農業者大学校）

一百二十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百二十三（独立行政法人畜改良センター）

一百二十四（独立行政法人種苗管理センター）

一百二十五（独立行政法人農業者大学校）

一百二十六（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百二十七（独立行政法人畜改良センター）

一百二十八（独立行政法人種苗管理センター）

一百二十九（独立行政法人農業者大学校）

一百三十（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百三十一（独立行政法人畜改良センター）

一百三十二（独立行政法人種苗管理センター）

一百三十三（独立行政法人農業者大学校）

一百三十四（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百三十五（独立行政法人畜改良センター）

一百三十六（独立行政法人種苗管理センター）

一百三十七（独立行政法人農業者大学校）

一百三十八（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百三十九（独立行政法人畜改良センター）

一百四十（独立行政法人種苗管理センター）

一百四十一（独立行政法人農業者大学校）

一百四十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百四十三（独立行政法人畜改良センター）

一百四十四（独立行政法人種苗管理センター）

一百四十五（独立行政法人農業者大学校）

一百四十六（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百四十七（独立行政法人畜改良センター）

一百四十八（独立行政法人種苗管理センター）

一百四十九（独立行政法人農業者大学校）

一百五十（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百五十一（独立行政法人畜改良センター）

一百五十二（独立行政法人種苗管理センター）

一百五十三（独立行政法人農業者大学校）

一百五十四（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百五十五（独立行政法人畜改良センター）

一百五十六（独立行政法人種苗管理センター）

一百五十七（独立行政法人農業者大学校）

一百五十八（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百五十九（独立行政法人畜改良センター）

一百六十（独立行政法人種苗管理センター）

一百六十一（独立行政法人農業者大学校）

一百六十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百六十三（独立行政法人畜改良センター）

一百六十四（独立行政法人種苗管理センター）

一百六十五（独立行政法人農業者大学校）

一百六十六（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百六十七（独立行政法人畜改良センター）

一百六十八（独立行政法人種苗管理センター）

一百六十九（独立行政法人農業者大学校）

一百七十（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百七十一（独立行政法人畜改良センター）

一百七十二（独立行政法人種苗管理センター）

一百七十三（独立行政法人農業者大学校）

一百七十四（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百七十五（独立行政法人畜改良センター）

一百七十六（独立行政法人種苗管理センター）

一百七十七（独立行政法人農業者大学校）

一百七十八（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百七十九（独立行政法人畜改良センター）

一百八十（独立行政法人種苗管理センター）

一百八十一（独立行政法人農業者大学校）

一百八十二（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百八十三（独立行政法人畜改良センター）

一百八十四（独立行政法人種苗管理センター）

一百八十五（独立行政法人農業者大学校）

一百八十六（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百八十七（独立行政法人畜改良センター）

一百八十八（独立行政法人種苗管理センター）

一百八十九（独立行政法人農業者大学校）

一百九〇（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百九一（独立行政法人畜改良センター）

一百九二（独立行政法人種苗管理センター）

一百九三（独立行政法人農業者大学校）

一百九四（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百九五（独立行政法人畜改良センター）

一百九六（独立行政法人種苗管理センター）

一百九七（独立行政法人農業者大学校）

一百九八（独立行政法人農業環境技術研究所）

一百九九（独立行政法人畜改良センター）

一百九〇〇（独立行政法人種苗管理センター）

一百九〇一（独立行政法人農業者大学校）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一月一八日人事院規則）

（施行期日）
一六〇一七三

附 則（令和五年三月三一日人事院規則）

（施行期日）
一六〇一七四

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日人事院規則）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

一 公務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因素にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

三 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

四 マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患

五 規則一〇一五（職員の放射線障害の防止）第三条第一項に規定する放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

六 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病

七 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症

八 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症

九 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷

一〇 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷

一一 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患

1 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死

13 1から12までに掲げるもののほか、物理的因素にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

16 石綿にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

13 1から8までに掲げるもののほか、化けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱

2 重激な業務に従事したため生じた筋肉、骨に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

2 重激な業務に従事したため生じた腰痛

3 チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の未しう循環障害、末しう神経障害又は運動器障害

4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帶、上腕、前腕又は手指の運動器障害

5 1から4までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

9 1から8までに掲げるもののほか、化けん肺の合併症

10 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん

11 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

12 オルトトルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

13 一・二ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

14 ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

15 放射線にさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

16 キンリンバ腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキン病の伝染性疾患

17 1から6までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキン病の伝染性疾患

18 ファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

19 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

20 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

21 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

22 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

23 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

24 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

25 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

26 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

27 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

28 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

29 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

30 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

31 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

32 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

33 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

ギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患	8 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
6 細、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患	9 ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	10 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症	11 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
9 1から8までに掲げるもののほか、化けん肺の合併症	12 オルトトルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
10 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん	13 一・二ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
11 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍	14 ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
12 オルトトルイジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍	15 放射線にさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
13 1から6までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキン病の伝染性疾患	16 キンリンバ腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキン病の伝染性疾患
14 ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん	17 1から6までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキン病の伝染性疾患
15 放射線にさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍	18 ファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
16 キンリンバ腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキン病の伝染性疾患	19 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
17 1から6までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	20 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
18 ファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん	21 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
19 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	22 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
20 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	23 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
21 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	24 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
22 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	25 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
23 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	26 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
24 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	27 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
25 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	28 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
26 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	29 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患
27 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患	30 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾患

別表第二（第五条関係）

一 内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第七号までに掲げる機関を除く。）

二 宮内省

三 公正取引委員会

四	警察庁（都道府県警察を含む。）
三	金融庁
二	消費者庁
一	こども家庭庁
五	デジタル庁
六	総務省
七	法務省
八	外務省
九	財務省（次号に掲げる機関を除く。）
十	国税庁
十一	文部科学省（次号に掲げる機関を除く。）
十二	文化庁
十三	厚生労働省
十四	農林水産省（次号及び第十九号に掲げる機関を除く。）
十五	水産庁
十六	農林水産省（次号及び第十九号に掲げる機関を除く。）
十七	機関を除く。）
十八	林野庁
十九	水産庁
二十	経済産業省（次号に掲げる機関を除く。）
二十一	特許庁
二十二	国土交通省（次号及び第二十四号に掲げる機関を除く。）
二十三	気象庁
二十四	海上保安庁
二十五	環境省
二十六	防衛省
二十七	人事院
二十八	会計検査院
別表第二の二（第五条関係）	
一	独立行政法人国立公文書館
二	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
三	独立行政法人統計センター
四	独立行政法人造幣局
五	独立行政法人国立印刷局
六	独立行政法人農林水産消費安全技術センタ

別表第三（第二十三條關係）

文書番号	
令和 年 月 日	
用	
(実施機関の名の容認長)	
公 告 事 業 許 可 書	
あたなは、 <u>福岡県農林水産健康生活振興局</u> により、以下の実業者の方 を准許業者としてこの規則第4条の規定によります。	
記	
1. 審査員の氏名	
2. 事業 名	
3. 実施地番年月日	
(日本語英語併記)	

1 おはなしの基本とおはなし会
① 基本 構成
「公衆の心を興味に説いていく」こと。
例：「政治又は社会問題の次第で、何事か興味あることを話す」。
二世帯における「おはなしの世界」
② おはなしの世界
「おはなしの世界」は、おはなしの「世界」そのもの。
例：「政治や社会問題の次第で、何事か興味あることを話す」。

2 IC 基本 構成
「公衆の心を興味に説いて、公衆の心を動かすことができる（争点で動かす）」こと。
例：「政治や社会問題の次第で、何事か興味あることを話す」。

3 課題 対応
「公衆の心を興味に説いて、公衆の心を動かすことができる（争点で動かす）」こと。
例：「政治や社会問題の次第で、何事か興味あることを話す」。

4 おはなしの世界
「公衆の心を興味に説いていたさ、興味を説いて話を進める（興味を説いて話題を進める）」こと。
例：「政治や社会問題の次第で、何事か興味あることを話す」。

5 おはなしの世界
「公衆の心を興味に説いていたさ、興味を説いて話を進める（興味を説いて話題を進める）」こと。
例：「政治や社会問題の次第で、何事か興味あることを話す」。

6 おはなしの世界
「公衆の心を興味に説いていたさ、興味を説いて話を進める（興味を説いて話題を進める）」こと。
例：「政治や社会問題の次第で、何事か興味あることを話す」。

されるべき補算でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補算を受けることができます。

3 被災職員が勤員である場合

被災職員が勤員である場合は、人事院規則16ー2（在外公務に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）により、補算の特例があります。

別表第四（第二十三條関係）

文部省
令和元年一月一日

用

(実施機関の名前を記入)

造書 天 席 道 岡 伸 謙

あわせに、認定公文書と審査結果の小計により、下記の内容に対する承認をうながすところとしてあります。御了承下さい。

記

1 指定機関の名前

2 旗 勝 国 名

3 実施機関生年月日

(文部省認定公文書)

〔第十一回〕（原題）「人情の裏」（原題）「人情の裏」（原題）「人情の裏」（原題）「人情の裏」

級十第一	級一十第一	級十第二
一 眼の視力が○・一以下になつたもの 二 正面視で複視を残すもの 三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 四 十四歳以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 六 一眼の聽力が耳に接しなければ大声を解することができる程度になつたもの 七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 十 一上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 十一 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 一二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三四 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 四五 両耳の聽力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 五六 一眼のまぶたに著しい欠損を残すものの程度になつたもの 七八 脊柱に変形を残すもの 八九 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 九〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務遂行に相当な程度の支障があるもの 一一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	一 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二 正面視で複視を残したもの 三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 四 十四歳以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 六 一眼の聽力が耳に接しなければ大声を解することができる程度になつたもの 七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 八 一下肢を三センチメートル以上短縮したるもの 九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 十 一上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 十一 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 一二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三四 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 四五 両耳の聽力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 五六 一眼のまぶたに著しい欠損を残すものの程度になつたもの 七八 脊柱に変形を残すもの 八九 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 九〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務遂行に相当な程度の支障があるもの 一一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	一 一眼の視力が○・六以下になつたもの 二 正面視以外で複視を残すもの 三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづげを残すもの 五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 七 一手の小指の用を廃したもの 八 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 一〇 一足の第三の足指以下の二又は二の足指を失つたもの 一一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの 一二 まづげを残すもの 一三 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 一四 一耳の聽力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 一五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

別表第六（第三十五条関係）